

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第126号 平成23(2011)年2月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

「数」の論理

名古屋市 石田敬一

1 石原道博氏の読み下しに関する疑義

『新訂 魏志倭人伝 他三篇』（石原道博編訳、岩波文庫）では、

其俗國大人皆四五婦下戸或二三婦

について、

その俗、國の大人は皆四、五婦、下戸もあるいは二、三婦。

と読み下しています。私は、『東海の古代』124号（2010年12月）で、この石原道博氏の読み下しに従い、これを基に論理を展開したのですが、2010年12月26日（日）に開催された本会の例会で、この読み下しに疑義が出されました。

この疑義の内容を紹介するとともに、古田武彦氏が示された「数」について再度検討を行います。

まず、石原道博氏の読み下しについて、石原氏は、この記述の主語は大人と下戸のそれぞれであると解釈します。そして、その主旨について大人は皆四五の婦人を有し、下戸でも二三の婦人を有するとしています。これに対する疑義は、「或」の位置の問題です。もし「或」がなく「其俗國大人皆四五婦下戸二三婦」ように記述されていれば、下戸の前で文を区切り、大人を主語とした記述と下戸を主語にした記述に分けて読み下すことが素直にできます。しかし原

文には「或」が下戸の後にあります。となると下戸と「或」の間で区切ることが妥当です。大人から下戸までを一文として、大人が主語で下戸を主語とせずに読み下すことが適当ではないかということになります。

つまり、この主語は、あくまで「大人」のみです。

大人は皆、四五の婦人と下戸を有するか、あるいは二三の婦人を有すると解釈した方が記述の構成上は良さそうです。

ただ検証が必要です。この「或」の使い方について妥当であるかどうかを確認するため、『魏志倭人伝』で「或」を使用した例をすべて抜き出します。

問題の記述を除いて、次のとおり5例がありました。

いずれも「あるいは○○」という読み下しであって、「○○あるいは」のパターンである「下戸もあるいは」と「あるいは」が後に続いて読み下すような例はありませんでした。

(1) 諸國文身各異或左或右或大或小尊有差

諸國の文身各々異り、あるいは左にあるいは右にし、あるいは大にあるいは小に、尊卑差あり。

(2) 竹箭或鐵鏃或骨鏃

竹箭は、あるいは鉄鏃あるいは骨鏃なり。

(3) 其人壽考或百年或八十九年

その人の壽考は、あるいは百年あるいは八、九十年。

(4) 下戸與大人相逢道路巡入草 傳辭事或蹲或跪兩手據地之恭敬

下戸、大人と道路に相逢えば、逡巡しゆんじゆんして草に入り、辭を伝ひさまつえ事を説くには、あるいは蹲うずくまりあるいは跪ひざまつき、両手は地よに據り、これが恭きようけい敬を爲す。

(5) 參問倭地絶在海中洲之上或絶或連周旋可五千里

倭地を參問するに、海中洲島の上すとうに絶在し、あるいは絶えあるいは連なり、周旋五千里ばかりなり。

以上の5例を考慮すると、すべて「或」は、その次の文字に係り「あるいは○○」と読み下されます。したがって、『魏志倭人伝』においては、問題の記述

其俗國大人皆四五婦下戸或二三婦

については、「下戸も或いは」と読み下すことは、不適切であると思います。例会で疑義が出されたとおり、この読み下しは次のとおりと考えられます。

その俗、國の大人は皆、四五の婦人と下戸を有すか、あるいは二三の婦人を有す。

大人は、すべて四五の婦人と下戸を有するか、あるいは二三の婦人を有するかのどちらかであると解釈します。

要は、大人の中でも力の強い者、財力ある者は四五人の婦人と下戸を持ち、そうでない大人でも二三人の婦人を所有していたということになると考えます。

2 『三國志』における「戸」と「家」の関係

さて、それでは、この新しい読み下しに従って、「戸」と「家」の関係を再考します。

まず、ここで出てくる下戸とは何かを考えます。8世紀の律令制の時代においては、家族の人数や資産によって大戸・上戸・中戸・下戸に分けて課税の対象とされていました。ところがここで示された3世紀の倭には、課税対象の等級の記述はありません。あくまで下戸は大人の管理下にあるように記述されていますから、下戸は課税対象の等級の一つであるとはいえません。しかし後代の律令制を参考にすれば、下戸は「戸」制度を前提にした名称であることは間

違いないと思われます。ここで課税対象となる戸主は誰にあたるかとすると、それは婦人や下戸を有する大人であると考えられます。大人は婦人とともに下戸を有するのですから、大人が課税対象の戸主であり、その管理下に婦人や下戸があったと思われます。

この理解が正しいとすれば、以前に示したUAE（アラブ首長国連邦）の例のように、各々の婦人にそれぞれ家を与えたと考えられます。となると、大人は戸主として、四五人の婦人を持っているのですから、四五軒の婦人の家を大人が持っていたのではないかと考えられます。或いは二三婦人を有するわけですから、この場合は二三軒の家となりましょう。したがって、財力がある大人は五軒、財力が小さい大人でも少なくとも二軒の家を所有していたのではないかと考えられます。

大人は二軒から五軒の複数の家を所有していたことになると思います。

これまで私が主張するように複数の「家」が集まって一つの「戸」を成すと考えた場合、
凡およそ 五十余國。大國万余家。小國数千家、總十余万戸

とする『魏志韓伝』の馬韓の記述にマッチします。しかし、「戸」よりも「家」の方が大きいと同じ概念であるとする、この記述には全くありません。

3 「戸」＝「家」とした場合

安本美典氏のように「戸」＝「家」とした場合や、古田氏のように「戸」＜「家」とした場合には、54國すべてが小國であったとしても54國×5千～6千戸＝27万～32.4万戸となってしまう、14万戸を遙かに超えてしまいます。

区分	計 算	計
大國	0國×14,000家(=戸)	0万戸
小國	54國× 5～6,000戸	27～32.4万戸

そこで、安本氏は算式が成り立つように「数

は1～2であるとされます。安本氏の主張は通常感覚では考えられません。私は「数」は少なくとも複数だと思いますし、私の周りの友人・知人に尋ねても、少なくとも複数であるとの認識です。

算式の成立を確認します。安本氏の主張については、1～2ですから、その平均で1.5としましょう。つまり、小國の「数千家」は1500家(=戸)です。この条件であれば、次のとおり、大國5國、小國49國で一応計算上は成り立ちます。

区分	計 算	計
大國	5國×14,000家(=戸)	7.0万戸
小國	49國× 1,500家(=戸)	7.3万戸
合計	54國	約14万戸

それで安本氏は「数」は1～2であるとされるのですが、「数」が1～2を表すというのは無理があるように思います。また、明らかに異なる単位として、「戸」と「家」が書き分けられているので、これを同一の単位とするのは間違っています。

また、「戸」<「家」とする概念では、まったく合いません。例えば「2戸」=「1家」とし、小國の「数千家」が1500家(=3000戸)で計算した場合、54國がすべて小國のみであったとしても14万戸を越えてしまい、算式が成り立ちません。

区分	計 算	計
大國	0國×28,000戸(14,000家)	0万戸
小國	54國× 3,000戸(1,500家)	16.2万戸
合計	54國	16.2万戸

つまり、複数の「家」で一つの「戸」を成すとしたほうが理にかなっていると思います。

4 複数の「家」で一つの「戸」を成すと考えた場合

大人である「戸」主は、二軒から五軒の家を所有していました。そこで「戸」は複数の「家」で構成されているとして検討します。単純にするために、前述の二軒から五軒の単純平均が3.5であることを考慮して、3.5軒の「家」で一つの「戸」を成すとして計算します。なお、「余」は古田武彦氏、安本美典氏ともに「4」とされますので「4」とします。また、古田氏が『三國志』において「数千」や「数万」という「数」は中核が「5～6」を表すと主張されています。ここでは計算を単純にするために便宜上「5」を「数」の代表の値とします。

すると「大國万余家」は「大國14000家」ですから、「戸」に置き換えるとすなわち3.5で除して、「大國4000戸」です。これが24國であったとすれば大國全部で9万6千戸になります。

「小國数千家」は「小國5000家」ですから、同様に「戸」に置き換えるとすなわち「小國1430戸」弱となります。54國から24國を差し引いた残り30國が小國ですので、小國全部で4万3千戸弱となります。大國の9万6千戸と小國の4万3千戸弱を合計すると約14万戸となり、「総十余万戸」の14万戸にピッタリ合います。以上の計算をまとめると次の表のとおりです。

区分	計 算	計
大國	24國×14,000家÷3.5戸	9.60万戸
小國	30國× 5,000家÷3.5戸	4.29万戸
合計	54國	約14万戸

「6」を「数」の代表の値とした場合も同様に次表のとおり成り立ちます。

区分	計 算	計
大國	21國×14,000家÷3.5戸	8.40万戸
小國	33國× 6,000家÷3.5戸	5.66万戸
合計	54國	約14万戸

このように『魏志韓伝』の馬韓の記述「凡^{およそ}五十余國。大國万余家。小國数千家、総十余万戸」と、『魏志倭人伝』の記述「其俗國大人皆四五婦下戸或二三婦」は、「戸」が複数の「家」から成るという考え方に立って記述されているとした場合、はじめてうまく説明ができると考えます。

また、以上のことから、『三國志』において「数千」や「数万」という「数」は中核が「5～6」を表すとする古田氏の主張は、妥当であると考えます。

5 弁辰の「戸」＝「家」

ところで『魏志韓伝』の弁辰の記述に、もう1箇所「戸」と「家」が記述された部分があります。この記述には「数」が出現しないので、「数」の論理には、まったく関係ありません。

ただ、弁辰の「戸」と「家」の概念が、馬韓と同じようであったのかどうかについて確認します。

**弁辰合二十四國 大國四五千家 小國六七百家
總四五萬戸**

記述されている具体的な国名を数えると、二十四にはなりません。この記述どおり弁辰の合計を二十四國として計算します。

計算の便宜上、平均をとって、大國四五千家は、4500家、小國六七百家は650戸、總四五萬戸は4万5千戸とします。

「戸」＝「家」とした場合には、次の計算が成り立ちます。

区分	計 算	計
大國	8國×4,500家 (=戸)	3.60万戸
小國	16國× 650家 (=戸)	1.04万戸
合計	24國	約4.5万戸

また「戸」は「家」より大きい概念であるとした場合、例えば「1戸」＝「2家」とした場合でも、次の計算が成り立ちます。

区分	計 算	計
大國	19國×4,500家÷2戸	4.28万戸
小國	5國× 650家÷2戸	0.16万戸
合計	24國	約4.5万戸

一方、「戸」よりも「家」の方が大きい概念であるとした場合、例えば「2戸」＝「1家」とした場合でも、次の計算が成り立ちます。

区分	計 算	計
大國	2國×4,500家×2戸	1.8万戸
小國	22國× 650家×2戸	2.9万戸
合計	24國	約4.5万戸

以上のとおり、弁辰にあつては、「戸」と「家」の概念が、「戸」＝「家」でも、「戸」>「家」でも、「戸」<「家」であっても計算が成り立ちます。しかし、「戸」が3.5の「家」で構成されているとは言えず、馬韓とは様子が異なるようです。

これは、弁辰は、馬韓に比べて、その戸数が大國で概ね3分の1、小國で概ね10分の1であり、規模が全く異なることが一つの要因と考えられます。『魏志韓伝』の記述の様子からも弁韓、辰韓、弁辰の関係が混沌としており、「戸」と「家」の関係が馬韓と同様ではなく、一つの「戸」に対する「家」の数が少なかったのではないかと思います。

6 まとめ

注意したいのは、計算上、弁辰は「戸」が二つの「家」で構成されているとすることが可能であることです。

また、もう一つ注意したいのは、最初に述べた新しい読み下しです。倭國の大人は、「あるいは二三の婦人を有する」ことから、倭國の大人の中には2～3の「家」を有する大人がいたと思われる。弁辰では、倭國の「あるいは二三の婦人を有する」場合がほとんどだったのではないかと思います。弁辰では「戸」が2～3の

「家」で構成されていたとすれば、これは計算上も、『魏志倭人伝』の記述からも、「戸」と「家」の関係に齟齬が生じません。

以上を総合すると、倭國と、馬韓や弁辰は、その「戸」制度が同様の姿であったと思われる。それは、複数の「家」で一つの「戸」を成していた形態であったと思います。

そして、それは、とりもなおさず、『三國志』において「数千」や「数万」という「数」は中核が「5～6」を表すとする古田武彦氏の主張を前提とするものであることから、古田氏の主張の妥当性を裏付けることになると思います。

持統大化年号存在の微証

瀬戸市 林 伸禧

はじめに

「大化」年号は、『日本書紀』に記載されている「大化(孝徳元年)」年号のほかに、『二中歴』で代表される大化(持統九年大化元年)年号及び『皇代記』・『皇年代略記』の大化(持統九年大化元年)年号の2種類があります。

今回、持統大化年号の存在を示唆した論文、「古田史学の会・東海」の会員であった、故洞田一典氏が『古田史学会報』34号(平成11(1999)年10月)に投稿した論文で、その論文を紹介します。

1 洞田一典著「『統紀』から掘り出された大化元年」

『続日本紀』大宝元年八月甲辰(四日)条を、国史大系本から原文のまま引きます。なお本稿《》を引用文を示す記号とします。

《太政官處分、近江國志我山寺封、起庚子年計滿卅歳、觀世音寺筑紫尼寺封、起大寶元年計滿五歳、並停止之、皆准封施物(以下略)》

(新訂増補国史大系『続日本紀』前編12頁)

念のため他書も見ましたが、岩波大系本も同文ですし、『扶桑略記』(※『続日本紀』?)の各刊本も同じ内容です。ところが、平凡社東洋

文庫の『続日本紀1』(直木孝次郎他訳注)に気になる注がありました。この本は口語訳の注釈書です。少々長いですがお付き合い下さい。

《甲辰(四日)太政官は〔つぎのような〕処分を下した。

近江國の志我山寺(大津市滋賀呈町の山中にあった志賀寺。崇福寺の別称)の食封については、康子の年(文武四年=七〇〇年。古写本の多くは康子とするか、曾我本・淀本など「庚午」とするものもある。庚午なら天智九年)より〔逆〕算して〔すでに〕^(三三)滿三十年となっており、觀世音寺(福岡県太宰府町觀世にあり)と筑紫尼寺(不明)の食封については、大宝元(七〇一)年から逆算して〔すでに〕滿五年になっているので、ともにこれを停止して、〔新たに録令の規定(14寺不在食封之例案に、寺は食封の例に入れない、封戸を施入するときは五年を限る、とある)により、各寺に〕皆食封に准じて物を施入するようにせよ。》

(東洋文庫『続日本紀1』巻第二、35頁、平凡社)

さらに補注として、

三三 滿三十年 志我山寺(崇福寺)は天智天皇の勅願によって建立された寺。正確な創立年や食封支給年代は不明であるか、天智九(六七〇)年に食封か支給されたとすれば、康子の年(七〇〇年)まで三十年となる。

以下にみえる觀世音寺・筑紫尼寺についても食封支給年は不明であるか、持統十(六九六)年に支給され、大宝元(七〇一)年まで五年を経過したのであろう。

(東洋文庫『続日本紀1』52頁)

が付いています。カッコがむやみに多くて読みにくい文ですが「康子」を「午」とする本もあるということです。

色々調べたところ、朝日新聞社版『六国史』(昭和四年初版、同十五年再版)のうちの『続日本紀』が「庚午」となっていることが判りました。また臨川書店の『訓読・続日本紀』(今泉忠義訳)も朝日新聞社版を底本としています。

上記の訳文は多数派の庚子によっていますが、少々腑に落ちないところがあります。それは「起庚子年」の解釈です。漢和辞典を引くと、「起

表 1

『続日本紀』の原文・読み下し文

全集名等	原 文	読 み 下 し 文
六国史巻三 『続日本紀』 巻上 (朝日新聞社)	太政官処分 近江国志我山寺封 起庚午年計満卅歳 観世音寺・筑紫尼寺封 起大寶元年計満五歳 並停止之皆准封施物	だじやうくかんそふん 太 政 官 処 分 あふみのくにし が やまでら 『近江国志我の山寺の封は かのえうま とし おこ はか 庚 午の年より起して計るに三十歳に満ち、 くわんぜおんじつくし あまでら ふう 観世音寺筑紫の尼寺の封は 大寶元年より起して計るに五歳に満つ。 なら ちやうじ ふ なら もの ほどこ 並びに停止せよ。皆封に准ひて物を施せ。……』と。 ※『 ^國 六国史』 第三 (続日本紀)、(朝日新聞社本を底本)
新日本古典 文学大系 『続日本紀』 一 (岩波書店)	太政官処分 近江国志我山寺封 起庚子年計満卅歳、 観世音寺・筑紫尼寺封、 起大寶元年計満五歳、 並停止之。皆准封施物。	だじやうくわんしよふん 太 政 官 処 分 す ら く ちかつあふみ し が さんじ 「近 江 国 の 志 我 山 寺 の 封 かのえね よ かぞ 庚子の年起り計ふるに卅歳に満ち、 かんぜおわじ つくしのにじ ふう 観世音寺・筑紫尼寺の封 大寶元年起り計ふるに五歳に満てば なら ちやうじ なすら もの ほどこ 並びに停止せよ。皆封に准へて物を施せ。……」といふ。
洞田一典説	太政官処分 近江国志我山寺封 起庚午年計満卅歳 観世音寺・筑紫尼寺封 起大化元年計満五歳 並停止之皆准封施物。	太政官処分 『近江国の志我山寺の封は 庚午の年より起して(大寶元年まで)計るに三十歳に満ち、 観世音寺・筑紫の尼寺の封は 大化元年より起して(大寶元年まで)計るに五歳に満つ。 並びに停止せよ。皆封に准ひて物を施せ。……』と ※林案

は

「おきる、おこる、たつ、事をはじめるとあり、起源＝事のはじまり、起工＝工事を始める、などをあげています。

およそ期間には始点と終点とがあり、両者がそろって年数が計れるわけなのに、訳文では「庚子の年より逆算して」と終点のみ示して始点がありません。時の流れに逆らうこの「起」の用法には全く納得できません。ちなみに『続日本紀』全四十巻の各巻首には、例えば巻一には

起丁酉年八月、尽庚子年十二月
のように書かれています。

さらに云えば、大宝元年に出された処分にもかかわらず、山寺の方は前年の文武四年から計算するのに対して、筑紫の寺は大宝元年からというのでは、山寺の方が一年得(?)する点で

も座りのよくない文になります。

定説と言ってもよいこの訳文が、このような無理をする理由は二つあると思われます。

一つは、多数決によって「庚子」をとったことです。歴史の真実は声の大きなものによって決まるわけではありません。

二つ目は、筑紫の寺の「起大宝元年」です。満五年を生かすためには逆算も止むを得ないところだったかもしれません。むしろ、こちらの方が主因だったと考えられます。

「起」の本来の用法に合う「庚午」で考えましょう。山寺は庚午(天智九年、六七〇)から、今年大宝元年(文武五年、七〇一)までで七〇一引く六七〇は三十一。これは確かに満三十年に見合います。

筑紫の寺の方を仮に「起(西暦)X年」とし

ましよう。山寺に倣えば、七〇一引くXが六となります。ゆえに、 $X = 695$ 。年表によればこの年は持統九年乙未で、『二中歴』をはじめ諸文献に現れる大化元年に相当します。

やっと正解に到達したようです。以下は想像ですが、原資料には大化元年とあったのを、編集の段階で「これはまずい」となって、目の前にある大宝元年にひとまず書き直したのでしょう。山寺の場合のように干支で示さず、大・元年はもとのまま残して一字のみ入替えたあたりに、古代の人々の律儀さが感じられます。

〔古田史学会報〕34号、平成11(1999)年10月)

2 検証

洞田論文に掲載されている文献の原文・読下し文及び新日本古典文学大系『続日本紀』一(岩波書店)並びに洞田案を表1のとおり整理しました。そして、太政官処分での期間(始点・終点)を図表にしたのが表2です。

朝日新聞社版では過去から現在まで満30年と現在から過去に遡って満5年としており、岩波書店版での読み下し文は、現在から過去に遡って満30年と将来に向かっての満5年としています。

文章構成(寺院…封…起…干支・年号…計満年数)が、同一で並列して記述されているから、読み下し文も同一にすべきと考えます。

そして、太政官処分が大宝元年八月四日になされたので、「大宝元年」語句が省略されたものと思います。

ゆえに、本来文章としては、

近江国志我山寺封起庚午年尽大宝元年計満卅歳、観世音寺・筑紫尼寺封起大化元年尽大宝元年計満五歳並停止之

であったと思います。

すなわち、洞田氏が述べられたとおりだと思います。

また、文献を書写する際、書写者が記載されている干支等に書写者知識では不都合を見いだしたが、原文尊重との気持ちがあり、それを併せた記述(干支を干干、支支、六十干支にない干支の組合せ等)が存在します。故に、「大化元年」を「大宝元年」に訂正したと考え得ると思われま。

なお、『続日本紀』和銅二(709)年二月條に

二月戊子、詔曰、筑紫観世音寺、淡海大津宮御宇天皇、奉爲後岡本宮御宇天皇、誓願所基也。雖累年代、迄今未了。……

と、天智天皇が母齊明天皇のために発願して基をおかれたところである。年代をかさねたが、現代に至って終わっていないと述べています。『二中歴』では、白鳳年間(齊明7(661)年～天武12(683)年)に

表2 大化元年8月甲辰(4日)條 太政官処分の期間始点・終点

西 曆		和 曆		二 中 歴	朝日新聞社版 (佐伯有義)	東洋文庫版	新日本古典 文学版	洞田一典説	備 考
669	己巳	天智 8年	白鳳九年	起	—	—	—	起	太政官処分年
670	庚午	天智 9年	白鳳十年	—	—	—	—	—	
695	乙未	持統 9年	大化元年	30 —	30 —	30 —	30 —	起	
700	庚子	文武 4年	大化六年	— 5	— 5	— 起	— 起	— 5	
701	辛丑	文武 5年	大宝元年	— 起	起 —	起 —	— 起	— 5	
707	丁未	文武11年	慶雲四年	—	—	—	—	—	

観世音寺東院造

と記述されているので、白鳳年代に一部建立され、大化元年（持統9年乙未）から満5年間食封を受けれたとすれば、整合がとれます。

3 疑問点

新日本古典文学大系『続日本紀』一（岩波書店）では、大宝元年八月甲辰（四日）条及び「校異補注」覧で確認したところ、「庚子」の異説として「庚午」が存在することが、何ら記述されていません。

凡例で次のように述べています。

- 一 底本及び校訂に使用する諸本
 - 1 本書の原文は、蓬左文庫本（名古屋市博物館蓬左文庫所蔵）を底本とする。
 - 2 ト部家相伝本系写本との校異には、兼右本・谷森本（新訂増補国史大系本の底本）・東山御文庫本・高松宮本を用いる。

……

- 6 その他、2・3・4・5以外の史料との異同は、脚注・校異補注等で触れる。

二 翻刻及び校異の方針

- 1 巻一より巻十までは、底本の祖本である兼右本を重視することにより、ト部家相伝本の様態の復元に留意する。

巻十一より巻四十までは、……。

いずれも原字をできるかぎり尊重し、みだりに誤字あるいは文字顛倒を認めないことを原則とする。

……

- 9 校異は、各頁の原文の上に記し、当該箇所には頁毎の通し番号をふす。

- 10 校異事項については、必要に応じて、脚注・校異補注を参照させる。

三 諸本の略称

校異注ならびに校異補注・脚注・補注においては、左記の略称を用いた。

底・底本 名古屋市博物館蓬左文庫所蔵本

……

義・義公校本 水府明徳会彰考館所蔵六国史校訂本

朝・朝日本 伯有義校訂『続日本紀』（『増補六国史』巻三・

四、朝日新聞社)

……

（『続日本紀』一、17～21頁）

朝日本のみ、全巻ではなく、「巻三・四」のみ参照したとのこと。「庚午」が記述されている「巻二」は対象としないとしています。

「庚午」と記述されているのは、角倉本の系統（曾我本・淀本等）ですが、無視されています。

なぜ、無視したかは不明ですが、顛倒文字として認定したためか？。

法隆寺に関して その2

名古屋市 石田敬一

1 妙心寺銅鐘の銘「戊戌年」

前回2011年1月23日の「古田史学の会・東海」の例会において、『法隆寺は移設された』（新泉社、1998年）で米田良三氏は、法隆寺が観世音寺からの移築であることを主張されているのに対し、川端俊一郎氏、大越邦生氏がそれぞれ法隆寺移築説については是認したものの、礎石の配置が観世音寺の方が小さいことなどから観世音寺説を否認していることを紹介しました。また、これに対して、礎石の状況からは観世音寺移築説を完全に否定できないと結論された故飯田満磨氏の「法隆寺移築論争の考察」（『古田史学会報』46号、2001年10月5日）をあわせて紹介しました。

さらに、法隆寺の移築元を観世音寺とした米田説には、いくつかの論証上の不備が散見されたとした古賀達也氏の「法隆寺移築論の史料批判－観世音寺移築説の限界－」（『古田史学会報』49号、2002年4月1日）を紹介するとともに、妙心寺銅鐘の銘「戊戌年四月十三日壬寅収糟屋評造春米連広国鑄鐘」の西暦について、内田正男編『日本暦日原典』（昭和50年7月10日、雄山閣）で698年であることを再確認し、米田氏が主張する638年は間違いで、698年とする古賀氏の主張に賛同する旨の意見を述べました。

2 妙心寺の銅鐘の銘

しかし、妙心寺の銅鐘は、古田武彦著「法隆寺と九州王朝」(『市民の古代—古田武彦とともに—』第5集、1983年)において示されたように、妙心寺の住職の言によれば「大八車に乗せて、寺の門の前に引いてきたのを呼び止めて買うたんだ。」という代物であり、妙心寺創建時の銅鐘とは言えませんので、観世音寺の創建時期を示すのに、この妙心寺蔵の銅鐘の銘を根拠とするのは適当ではないと判断します。

これによって米田氏の観世音寺移築説の根拠が一つ失われることとなります。

3 金堂の屋根の形状と階層

また、私は『法隆寺は移設された』の口絵にある「観世音寺古図」の金堂と、現法隆寺の金堂を比較し、屋根の形状や階層が異なることから観世音寺移築説について否定しました。

金堂の屋根の形状については、たぶん私が初めて指摘したことと思われませんが、階層の違いについては、すでに大越邦生氏が「法隆寺は観世音寺の移築か〈その一〉」(『多元』No. 43、2001年6月)で次のとおり指摘されています。

そればかりか、二層であるはずの法隆寺金堂が、絵図では一層の建物になっているではないか。ディテールの描写ならともかく、これだけの力量を持つ古図の描き手がこのような決定的な過ちをおかすとは。仮にそれが米田氏の述べるような「本当の姿を描くことがタブーであったかのような、何か特別な制約のもとに描かれ」(四三ページ)たのだとしても、二層の建物を一層で描くことにどのような意味があるのだろうか。例えば、絵図には中門が二層に描かれているが、意図的に金堂を一層に描き変えた作者が、なぜ中門を二層のままにしておいたのかという疑問にもなるのである。健全な理性からはおよそ理解しにくいことではなからうか。

(『多元』No. 43、17頁)

このようにこの「観世音寺古図」をもって法隆寺の金堂が移築された根拠とするのは、まったく間違っています。

4 中門の間口

この「観世音寺古図」で、法隆寺中門の間口について、米田氏は4間であるとしています。これに対して大越氏は、前述の論文で5間であると指摘されています。

図1にわかりやすく示したとおり、明らかに中門の間口は5間です。このように金堂にしても中門にしてもまったく現存の法隆寺とは違いますので、どちらにしても、この絵図は法隆寺が観世音寺から移築された根拠にはなりません。

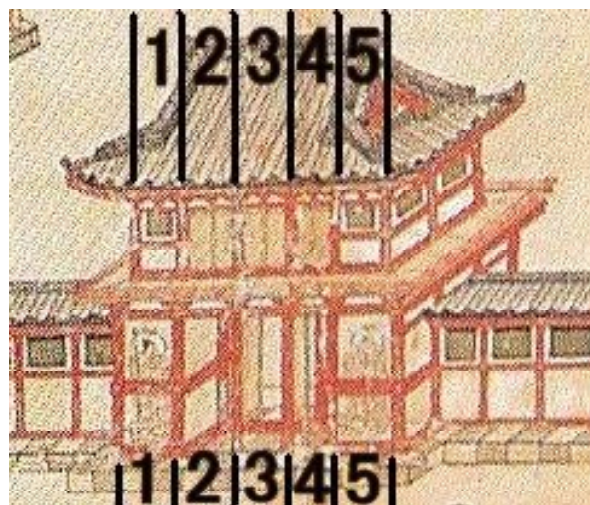


図1 「観世音寺古図」の中門(数字・線は著者)

5 『続日本紀』大宝元年八月条

また、もう一つ重要な指摘がありました。『続日本紀』大宝元年八月条(七〇一年)の
太政官処分 近江国志我山寺封 起庚子(庚午)
年計満州歳 観世音寺筑紫尼寺封 起大寶(大化)元年計満五歳 並停止之 皆准封施物

(『新日本古典文学大系』岩波書店。()書きは洞田一典説)

について、通説では大宝元年から逆算してすでに満五年になると解釈されますが、古賀氏は寺封を大宝元年以降5年間与えると解釈されています。

これに関して林伸禧氏は、「大寶」を「大化」とする洞田一典説を支持され、「大寶」を「大化」とした場合には大化元年から満5年で大宝元年となり齟齬がありません。私も林氏・洞田説に賛同するものです。ただし、これは古賀氏の主張を揺るがすものではありません。

古賀氏が主張されていることは、米田氏が6

85年から710年には観世音寺が更地になっていたとすることに対して、『続日本紀』ではその期間に観世音寺に寺封があった記述があるので米田氏の主張はこの記述に矛盾しているとされるものです。したがって、寺封の時期が695年から満5年の期間であったとしても、701年から満5年の期間であったとしても、ともに米田氏のいう695年から710年までの間に収まるので、古賀氏の主張は妥当であることの裏付けとなります。

6 法隆寺の移築元の寺

古賀氏は、法隆寺の移築元の寺について、その候補に『二中歴』に見える「難波天王寺」をあげておられます。はじめは、この「難波天王寺」を筑紫の難波とされていましたが、最近では、摂津の難波との認識に移行されているようです。

難波の四天王寺から「四天王寺」と「天王寺」の銘文がある瓦がそれぞれ出土していることから、この『二中歴』にある「難波天王寺」は、難波の四天王寺のことではないかとされます。

私も、おぼろげながら、九州から移築したのではなく、近距離の難波から移築したと考える方が自然だと思います。

たとえば奈良の四大寺である薬師寺・元興寺・興福寺・大安寺については、平城京への遷都とともに飛鳥地方から新都へ移転したとされます。

(1) 薬師寺

飛鳥の本薬師寺は十世紀頃まで存続したとされる。

(2) 元興寺 (旧法興寺)

法興寺は現在も飛鳥に残る。

(3) 興福寺 (旧厩坂寺、元山階寺)

(4) 大安寺 (旧大官大寺)

これらの寺の移築を参考にすると、法隆寺の移築元は、『二中歴』に見える「難波天王寺」すなわち近畿圏である難波の四天王寺という可能性が高いのではないかと思います。

7 四天王寺

法隆寺の金堂として、四天王寺の金堂をそのまま移築されたとするには、現在の四天王寺の

金堂は小さすぎるように思われます。これでは移築のイメージからかけ離れています。

ところが寛政八年から十年までに作られた「^{せつめいしよずえ}摂津名所圖會」に描かれた四天王寺は、現在の四天王寺の金堂より随分大きく描かれています。もしこの圖會に描かれた四天王寺が七世紀の四天王寺とほぼ変わらない姿であったとすれば、現存の四天王寺に比べて、より移築の可能性が高まると思います。

「^{せつめいしよずえ}摂津名所圖會」に描かれた四天王寺の金堂は、現在の法隆寺の大きさより南北がやや大きいと思われます。また、中門も法隆寺よりこの圖會に描かれた四天王寺の方が大きいようです。



「^{せつめいしよずえ}摂津名所圖會」の四天王寺

区 分	金 堂		中門
	東西	南北	正面
四天王寺	5間	4間	3間
法隆寺	9間	7間	4間
摂津名所圖會 (四天王寺)	9間	8間	5間

大きさだけで考えると、現在の四天王寺は、法隆寺と大きさが随分異なるようで、特に金堂は現法隆寺の半分程度の大きさであり、そのまま移築されたとは考えられませんが、この^{せつめいしよずえ}圖會にある四天王寺が法隆寺再建の頃と同じような姿であったとすれば、四天王寺の多くの部材が法隆寺再建のために利用されたと考えることが可能になってくると思われます。

1 月例会報告

○ 『三国志』序文についての古田氏の見解

知多郡阿久比町 竹内 強

昨年の八王子での大学セミナーでの講演及び「古田史学の会」新年賀詞交換会での講演の内容を紹介した。

『三国志』にはこれまで序文はないと言われてきたが、巻第30・魏書巻第30「魏志・烏丸鮮卑東夷傳」には2つの序文が存在する。これまで「東夷傳序文」と考えられてきた序文は『三国志』全体の序文であるという。陳寿の生い立ちから『三国志』を編纂したが、政変（陳寿の師、張華がクーデターで失脚）によって自らこれを上表できなかつた。陳寿の死後、張華を支持するグループが復権した。『三国志』は陳寿の遺家で書写され上表された。こうした中で序文が紛れ込んだのだという。

そして、この『三国志』の最大のハイライトが大海の長老から聴いた裸国・黒齒国の発見（日の出所に近し）であるという。陳寿が『三国志』で書きたかつたのは、このことであると云われた。

○ 神武の熊野上陸その後

名古屋市 竹口健三

『古事記』と『日本書紀』では進んだルートが違うのではないかと、国土地理院発行の地図より報告した。

『古事記』では、熊野上陸後八咫鳥に導かれ吉野河に河尻に至ったとある。そして、その後の行程をみると、

吉野河の河尻 →井光 →宇陀
と進んでいる。

一方、『日本書紀』では八咫鳥に導かれて、
菟田下県 →井光（吉野）→菟田
と進んでいる。

『古事記』では熊野から北上して吉野へ、『日本書紀』では熊野から北東へ行って？、西から菟田へと一途思われるので、ルートが違う。

国土地理院発行の地図をみると、吉野河の支流に井光川いかりがあり、その上流に井光いかりの地名がみられる。また、宇陀（菟田）には宇賀志川の上

流に宇賀志の地名がみられる。

『古事記』に兄宇迦斯・弟宇迦斯の名がみられるが、この関連か？。

○ 法隆寺に関して

名古屋市 石田敬一

『法隆寺は移設された』（新泉社、1998年）で米田良三氏は、法隆寺が観世音寺の移築であることを主張したのに対し、川端俊一郎氏、大越邦生氏はそれぞれ法隆寺移築説については是認したもの、礎石の配置が観世音寺の方が小さいことなどから観世音寺説は否認している。

これに対して、礎石の状況からは観世音寺移築説を完全に否定できないと結論された故飯田満磨氏の「法隆寺移築論争の考察」（『古田史学会報』46号、2001年10月5日）を紹介した。あわせて、法隆寺の移築元を観世音寺とした米田説には、いくつかの論証上の不備が散見されるとした古賀達也氏の「法隆寺移築論の史料批判—観世音寺移築説の限界—」（『古田史学会報』49号、2002年4月1日）を紹介するとともに、妙心寺銅鐘の銘「戊戌年四月十三日壬寅収糟屋評造春米連広国鑄鐘」の西暦について内田正男編『日本暦日原典』（昭和50年7月10日、雄山閣）で698年であることを確認し古賀氏の主張に賛同する旨の意見を述べた。

また『法隆寺は移設された』の口絵にある観世音寺古図の金堂が、現法隆寺の金堂と屋根の形状や階層が異なることから観世音寺移築説について否定した。

これに関連して例会で重要な指摘がいくつかあったので紹介する。

1 妙心寺の銅鐘は、古田武彦著「法隆寺と九州王朝」（『市民の古代—古田武彦とともに—』第5集、1983年）において示されたように「大八車に乗せて、寺の門の前に引いてきたのを呼び止めて買うんだ。」という代物であり、妙心寺の銅鐘とは言えない。

したがって観世音寺の創建時期を示すのに、この妙心寺蔵の銅鐘の銘を根拠とするのには問題がある。

2 『続日本紀』大宝元年八月条（七〇一年）の「観世音寺筑紫尼寺封起大寶（大化）元年計満

五歳 並停止之 皆准封施物」(『新日本古典文学大系』岩波書店、() 書きは洞田一典説) について、通説では大宝元年から逆算してすでに満五年になると解釈するが、古賀氏と同様に寺封を大宝元年以降5年間与えると解釈することに賛成する意見があった。

なお、これに関して林伸禧氏から洞田一典説が紹介され、「大寶」を「大化」とすると大化元年から満5年で大宝元年となり文意が通ずるとの説明があった。

3 古賀氏は法隆寺移築の元寺の候補に『二中歴』に見える「難波天王寺」をあげている。この「難波天王寺」について、最近は筑紫の難波ではなく摂津の難波との認識に移行しているとの指摘があった。

○ 持統大化年号存在の微証

瀬戸市 林 伸禧

「古田史学の会・東海」の会員であった故洞田一典氏が『古田史学会報』34号(平成11(1999)年10月)に投稿した論文を紹介した。

その論文は、『続日本紀』巻二、大宝元年八月甲辰(四日)條の太政官處分

太政官處分、近江國志我山寺封、起庚子年計滿卅歳、觀世音寺筑紫尼寺封、起大寶元年計滿五歳、並停止之、皆准封施物

は、本来は「庚子」は「庚午」、「大寶元年」は「大化元年」ではないか。

また、新日本古典文学大系『続日本紀』一には、「庚午」と掲載している文献があるのに、校異・頭注でその旨記述していない。不審である。

会 員 募 集

平成23(2011)年度会員を募集します。

年会費：5,000円

特 典：・例会参加料無料

(例会欠席時は、例会資料を送付)

・会報誌「東海の古代」の毎月配布

・論集(古代への碑)の配布

訃 報

土井真人氏が逝去されました。

平成23年2月2日(水)名古屋大学で開催された研究会に出席中、くも膜下出血により会場で倒れ、名大病院に搬送されましたが、2月8日(火)帰らぬ人となりました。享年56歳でした。

氏は、本会会員として毎回例会に出席し、「暦」・「古代地名」に詳しく、貴重なご意見を述べられておりました。

ご冥福をお祈りします。

2月例会に参加を

日時： 2月20日(日) 午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ " 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ " 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

3月例会：3月6日(日)名古屋市市政資料館

4月例会：4月3日(日)名古屋市市政資料館
例会は、3・4月とも**第1日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願います。